

# なんぎん インターネットバンキング規定

## 第1条 なんぎんインターネットバンキングとは

1. 「なんぎんインターネットバンキング」(以下、「本サービス」といいます。)とは、契約者ご本人(以下「お客様」といいます。)が、パーソナルコンピュータ、モバイル機器(情報提供サービス対応携帯電話機を含みます。)(以下「端末機」といいます。)等を通じて、インターネット等により当行に残高照会や資金移動による取引の依頼を行い、当行がその手続きを行なうサービスをいいます。

## 第2条 利用対象者

1. 本サービスの利用対象者は、日本国内に居住する個人とします。

## 第3条 使用できる機器

1. 本サービスの利用に際して使用できる端末機は、当行所定のものに限ります。ただし、ご使用環境によっては使用できない場合があります。

## 第4条 サービス利用時間

1. 端末機を利用した本サービスの利用日・利用時間は、当行所定の利用日・利用時間内とします。ただし、当行は本サービスの利用日・利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 第5条 基本手数料

1. 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料(消費税を含む)をいただきます。基本手数料は通帳・払戻請求書なしで、あらかじめ指定した代表口座から毎月、当行所定の日に自動的に引落します。  
2. 当行は、基本手数料をお客様に通知することなく変更することがあります。  
3. 当行は、本サービスの基本手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

## 第6条 振込手数料

1. 本サービスの利用に際しては、当行所定の振込手数料およびこれに伴う消費税をいただきます。振込手数料は、資金移動取引時に、預金通帳・払戻請求書なしで端末機で指定した口座から自動的に引落します。  
2. 当行は振込手数料をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。今後、本サービスに係る諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、当行所定の方法により引落します。  
3. 当行は、本サービスの振込手数料に係る領収書等の発行はいたしません。

## 第7条 本人確認

本サービス利用についてのお客様本人の確認は次の方法により行うものとします。

### 1. 本人確認方法

本サービス利用の際に、当行はお客様から通知された次の番号と当行に登録されている各番号との一致を確認することにより本人確認を行います。

#### (1) インターネットバンキング

- ① ログインID
- ② ログインパスワード
- ③ 確認用パスワード

#### (2) モバイルバンキング

- ① ログインパスワード
- ② 確認用パスワード

### 2. 取引の有効性

当行が前項の方法に従い本人確認をして取引を実施したうえは、「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」(以下「パスワード等」という)につき不正使用その他事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

「パスワード等」は厳重に管理し、他人に教えたり、盗まれたりして、漏洩することのないよう注意してください。

### 3. 「パスワード等」相違によるサービス停止

本サービスの利用について届出と異なる「パスワード等」の入力が所定回数連続した場合、お客様は当行で定める時間が経過するまで本サービスの利用ができません(以下「ロックアウト」という。)また、ロックアウトが所定の回数連続した場合、その時点で当行は本サービスの利用を停止いたします。本サービスを再び利用するにはお客様の「解約申込」および「新規申込」の手続きが必要となります。なお、当行は「パスワード等」の照会に対して回答はいたしません。

### 4. 「パスワード等」の変更

パスワード等は、お客様の端末機を利用して任意に変更することができます。当行が指定する方法により変更前および変更後のパスワード等を送信し、当行が受信した変更前のパスワード等と当行が保有する最新のパスワード等が一致した場合には、お客様からの正式な届出としてパスワード等の変更を行います。

お取引の安全性を確保するため、定期的に「パスワード等」の変更をしてください。

また、「パスワード等」漏洩の疑義が生じたときも速やかに「パスワード等」の変更をしてください。「パスワード等」を変更しないことにより生じた損害については当行は一切責任を負いません。

## 第8条 取引の依頼

### 1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引は、第7条に従った本人確認が終了後、お客様が取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで、取引を依頼するものとします。

### 2. 取引指定口座の届出

#### (1) 取引指定口座の種類

##### ① 代表口座

- ・代表口座は、当行本支店の個人のお客様ご本人名義の普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座を含む)に限ります。
- ・代表口座は、基本手数料の引落とし口座となります。
- ・お客様名義の口座であっても、事業でお使いの口座は利用できません。

##### ② 関連口座

- ・関連口座は代表口座の名義および住所と各々同一の当行本支店の普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座を含む)または貯蓄預金に限ります。
- ・お客様名義の口座であっても、事業でお使いの口座は利用できません。
- ・本サービスにおいては、各種照会および代表口座との間で相互に資金の振替ができます。また、「個別入力方式」「履歴方式」による振込ができます。

##### ③ 振込事前登録口座

当行本支店および他の金融機関における国内本支店の口座を事前に登録して振込を行う口座で当行が定める預金種類のみ登録できるものとします。尚、振込事前登録口座方式で振込する場合の引落とし口座は代表口座に限ります。

(2) 代表口座・関連口座・振込事前登録口座は当行所定の数を超過して登録することはできません。なお、当該口座の追加・削除については、当行所定の書面により届出るものとします。

(3) 代表口座および関連口座の届出印は、当行が定める取引またはお客様が特にお申し出の取引を除き今後発生する一切の取引に使用します。また、当行は、申込書・諸届その他の書類に使用された印影を当行に届出の印鑑と照合し、相違ないものと取扱った場合は、書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、その為に生じた損害について当行は責任を負いません。

#### (4) 1日あたりの振込限度額の設定

① 当行は、1日あたりの振込限度額を定めます。それは、お客様が当行所定の方法により当行が定めた上限金額内で端末機より変更することができます。

② 1日あたりの上限金額を超えた取引依頼について、当行は取引を実行する義務を負いません。

### 3. 取引依頼の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受けた場合、お客様に依頼内容を確認しますので、その内容が正しい場合には当行の指定する方法で承認した旨を回答してください。この回答が各取引に必要な当行所定の時間内に行われ当行が受信した時点で当該取引の依頼内容が確定したものと、当行所定の方法で各取引の手続きを行います。

### 4. 取引の成立

「代表口座」または「関連口座」より資金の引落としを行う取引については、前項の依頼が確定した後、当行はお客様から支払依頼を受けた振替・振込資金および振込手数料を、預金通帳・払戻請求書の提出なしに該当する口座から引落すものと、当該引落しをもって取引が成立したものとします。

## 第9条 取引の種類

### 1. パソコン、携帯電話機等の端末機による照会サービス

(1) 照会サービスは依頼人自ら占有・管理する端末機からの依頼にもとづき、あらかじめ指定された代表口座又は関連口座の入出金明細、残高等の照会を行うことができるものとし、表示される口座情報は、当行所定の時点における情報とします。当行が口座情報を提供した後、取引内容に変更または取消があった場合には、すでに提供した内容について変更または取消することがあります。最新の取引内容については、通帳記帳等により確認してください。なお、このような変更または取消のために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 2. 端末機による資金移動サービス

### (1) 振込

①振込による資金移動サービスは、あらかじめ指定された代表口座又は、関連口座から、ご指定金額を引落しのうえ、指定した預金口座へ入金することができるものです。

### (2) 振替

①振替による資金移動サービスは、あらかじめ指定された、代表口座および関連口座の相互間で、ご指定金額を引き落しのうえ入金することができるものです。

### (3) 振込・振替指定日

振込・振替指定日は、本行所定の営業日を指定することができます。本行所定の受付時間内に当日を振込・振替指定日として指定した場合は、受付日当日を振込指定日として取扱います(以下、「当日扱い」という)。ただし、当日を振込・振替指定日として指定したにもかかわらず、受付時間が本行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日を振込・振替指定日として取扱います。翌営業日以降の振込・振替指定日については予約扱いとして受け付けます(以下、「予約扱い」という)。

### (4) 資金の引落し

振込・振替指定日にご指定金額を第8条4に基づき引落処理します。ただし、当日を振込・振替指定日として指定したにもかかわらず、受付時間が本行所定の時間を過ぎている場合は、翌営業日に引落処理します。

### (5) 依頼内容の取消・変更

①当日扱いとする取引の依頼内容確定後には、本サービス利用端末による依頼内容の取消および依頼内容を変更することはできません。お客様が取消または変更を依頼する場合は、次項に定める変更・組戻し処理にて行います。

②予約扱いとする取引の取消については、振込・振替指定日の前日までに限り本サービス利用端末にて行うことができます。振込・振替指定日における取消はできません。お客様が振込・振替指定日における取消または変更を依頼する場合は、次項に定める変更・組戻し処理にて行います。

### (6) 依頼内容の変更・組戻し等

①変更・組戻しを依頼する場合は、支払指定口座のある本行本支店の窓口において本行所定の手続きにより取扱います。この場合、第6条1項の振込手数料(消費税を含む)は返却いたしません。また、組戻しについては、本行所定の組戻手数料(消費税を含む)をいただきます。

②本行は、お客様からの変更・組戻し等の依頼内容に基づき、振込先口座のある金融機関へ変更・組戻しの依頼を行います。

③組戻しにより、振込先口座のある金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を当該取引の支払指定口座へ入金します。

④上記2号の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、変更もしくは組戻しができないことがあります(この場合は、受取人との間で協議してください)。なお、この場合の組戻手数料(消費税含む)は返却いたしません。

### (7) 以下の各号に該当する場合、振込・振替サービスによる振込・振替のお取引はできません。

①振込・振替資金、振込手数料の合計額が、本行が確認できた振込・振替指定日において支払指定口座から払戻すことのできる金額(当座貸越等のご融資を利用できる範囲内の金額を含む)を超える場合。

②支払指定口座からの払出しが、本サービスによるものに限り複数ある場合で、その払出し総額が支払指定口座より払出すことのできる金額を超えるときは、そのいずれかを払出すかは本行の任意とします。

③前各号の場合において、本行の振込・振替手続時に不能となった振込・振替の依頼については、指定日当日に資金の入金があっても振込・振替は行われません。

④支払指定口座(関連口座)、あるいは入金指定口座が解約されている場合。

⑤お客様より支払指定口座に関する支払停止の届出があり、それに基づき本行が所定の手続きを完了している場合。

⑥入金指定口座に対して、口座名義人から入金禁止の手続きがとられている場合。

⑦差押等やむを得ない事情のため、本行が振込・振替を取扱うことが不適当と認めた場合。

## 3. 定期預金追加預入

(1) 本サービス(「モバイル機器」を除く)を利用して定期預金の作成、作成予約ができます。ただし、取扱可能な定期預金は本行が定める定期預金商品に限りです。

(2) 定期預金の作成および作成予約は「代表口座」または「関連口座」の残高の範囲からお客様が希望する入金金額を通帳・払戻請求書なしで引落し、「代表口座」の総合口座定期預金へ入金します。

(3) 定期預金の作成は、ご入力が午後3時までは、当日作成され、それ以降は、翌営業日の作成とさせていただきます。

(4) 定期預金の作成予約は、作成希望日(休日の場合は翌営業日)1ヵ月前(休日の場合は翌営業日)から取扱いが可能です。

(5) 作成希望日に、指定口座の残高不足または指定口座なし(支払側、入金側を含む)の場合は、本サービス(定期預金追加預入)は無効とさせていただきます。

## 4. 税金・各種料金払込

税金・各種料金払込サービスとは、本行と提携のある収納機関に対し、税金、公共料金、各種代金申込支払等(以下「料金等」という)の払込みを行うため、登録された申込代表口座および関連口座を支払指定口座として、払込資金を引落しのうえ、料金等の払込みを行うことのできるサービスです。

### (1) 依頼方法

①お客様の端末機において、収納機関から通知された収納機関番号、お客さま番号(納付番号)、確認番号その他本行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を本行に依頼して下さい。ただし、お客様が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込を選択した場合はこの限りでなく、当該請求情報または納付情報がなんぎん・インターネットバンキングサービスに引継がれます。

②照会または前項但書の引継ぎの結果としてお客様の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、お客様の口座番号、パスワード等その他本行所定の事項を正確に入力して下さい。お客様は本行所定の時間内に本行が定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に入力し、料金等払込の申込みを行ってください。

③本行または収納機関の所定の回数を超過して、所定の項目の入力を誤った場合は、税金・各種料金払込サービスの利用が停止されることがあります。税金・各種料金払込サービスの利用を再開するには必要に応じて本行または収納機関所定の手続きを行ってください。

(2) 料金等の払込ご利用時間は、本行所定の利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、本行が定める利用時間内であっても利用できない場合があります。

### (3) 払込資金の引落および取引の成立

①料金等の払込資金は依頼日当日付けで、第8条4による取引依頼内容が確定した時は、払込資金を本行の普通預金規定、総合口座取引規定、カードローン規定にかかわらず、預金通帳、払戻請求書の提出を省略のうえ、支払指定口座から引落します。なお、払込資金の引落しにあたり、本行は料金等の払込にかかる領収書の発行はいたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容および収納機関での収納手続きの結果等に関する照会については、直接収納機関にお問い合わせください。

②税金・各種料金払込サービス契約は、本行が払込資金を引落した時に成立するものとします。

③次のいずれかに該当する場合、料金等の払込のお取扱いはいたしません。

ア. 料金等の払込金額が支払指定口座から払出すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲の金額を含む)を超える場合

イ. 支払指定口座(利用口座)が解約されている場合

ウ. お客様より支払指定口座に関する支払禁止の届出があり、それにもとづき本行が所定の手続きを完了している場合

エ. 差押等やむを得ない事情のため、本行が支払いを不適当と認めた場合

オ. 申込書にて、利用口座について利用申込みを届出しなかった場合

カ. 1日あたりの払込金額が、本行所定及び届出の払込限度額を超える場合。なお、払込限度額は第8条2(4)エで設定された振込限度額と同額とします。

キ. 収納機関から納付情報または請求情報について所定の確認ができない場合

ク. その他本行が必要と認めた場合

④収納機関からの連絡により、料金等の払込みが消されることがあります

### (4) 払込依頼の取消

料金等払込にかかわる契約が成立した後は、料金等払込の申込を撤回することはできません(この場合は直接収納機関との間で協議してください)。

## 第10条 取引内容の確認等

1. 資金移動サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等の記入を行うか、照会サービスにより、取引内容を照会してください。万一、取引内容・残高に相違がある場合は、直ちに、その旨をお取引店にご連絡ください。

2. 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と本行との間で疑義が生じたときは、本行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

#### 第11条 本サービスの不正利用による被害補償

- 本サービスで使用するパスワード等の盗難・盗用（以下「盗難等」という）により、他人に本サービスを不正に利用され生じた振込（ただし、税金・各種料金払込サービスによる振込は含みません）の被害については、次の各号のすべてに該当する場合、お客様は当行に対して当該振込の額およびこれらにかかる手数料、利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - パスワード等の盗難等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - 当行の調査に対し、お客様より十分な説明が行われていること
  - 警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示していること
- 前項の請求がなされた場合、当該振込がお客様の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた振込の額およびこれらにかかる手数料、利息の額に相当する金額（以下「補てん対象額」という）を補てんするものとします。ただし、当該振込が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であることおよび当該振込がお客様の過失により行なわれたことを当行が証明した場合には、当行は被害状況を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額で補てんする場合があります。
- 前(2)項の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかるパスワード等を用いて行われた不正な振込が最初に行われた日）から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 前記(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんの責任を負いません。
  - 当該振込が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - 当該振込がお客様の重大な過失により行われたこと
    - お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - お客様が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - パスワード等の盗難等が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

#### 第12条 免責事項

- 当行が本サービスの申込書に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書につき偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 次の各号の事由により振込の入金不能、入金遅延等があっても生じた損害については、当行は責任を負いかねません。
  - 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事があったとき。
  - 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話が不通になった場合。なお、確認パスワードを入力後に、回線等の障害により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容をお取引店に確認するか、または障害回復後に資金移動取引照会でご確認ください。
  - 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じたとき。
  - 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、サーバーのダウンやサービス利用の一時集中により通信が不能となったとき。
- インターネットを経由してデータの送受信を行う場合は、その情報は保護されておらず、転送中に第三者から監視される可能性があります。そのため生じた損害および情報セキュリティに関する生じた損害については、当行は一切責任を負いません。パスワード等は第三者に漏れることのないよう保管するとともに、定期的に変更されることをお勧めします。

#### 第13条 届出事項の変更

- 支払指定口座、印章、氏名、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によりお取引店に届出てください。
- 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または、送付する書類が延着、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第14条 「携帯電話」の紛失・盗難

- 「モバイル(携帯電話)」ご利用のお客様は、携帯電話の紛失・盗難があった場合には速やかにセンター又は取引店に連絡してください。この届出に対し当行は所定の手続きを行いサービスの利用停止の措置を講じます。当行はこの届出の前に生じた損害について責任を負いません。
- 第1項の携帯電話を発見した場合は取引店に連絡してください。この届出に対し当行は所定の手続きを行い本サービスの利用を再開します。
- 新たな携帯電話により本サービスの利用を再開する場合は、当行所定の書面により当該携帯電話の電話番号を届けるものとします。

#### 第15条 解約等

- 本サービスの利用契約（以下「この契約」といいます）は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。
- 依頼人は次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行は依頼人に通知することなく、この契約を解約することができます。
  - 支払の停止または破産等の申立があったとき。
  - 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - 相続の開始があったとき。
  - 住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、当行においてお客様の住所が不明になったとき。
  - 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき。
  - 一年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
  - 利用口座に不正利用の疑義が生ずるなど、当行が必要と認めたとき。
- この契約が解約等により終了した場合には、その時まで資金移動の処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。
- 本契約が解約等により終了した場合には、すでに支払われた基本手数料等については払い戻しいたしません。

#### 第16条 個人情報の取扱いについて

- 情報をご提供いただく目的  
当行は、本サービス申込書に記載された事項やその他本サービスにかかる過程で知り得た情報を、当行がお客様に対してより良い商品・サービスを提供するため、および業務上必要とする範囲内で利用できるものとします。
- 情報の利用・提供  
当行では、次の場合を除いて個人情報を外部に提供することはありません。
  - お客様が同意されている場合
  - 法令等により必要と判断される場合
- 情報の管理方法  
当行は、お客様情報を正確かつ最新の状態に保つため、適切な措置を講じることに努めるものとします。また、お客様情報への不正アクセスなどが行われないう、セキュリティ対策に万全を期するとともに、お客様情報の取扱いには充分留意するものとします。

#### 第17条 関係規定の適用・準用

- この規定に定めない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）により取扱います。
- 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

#### 第18条 取引メニューの追加

- 本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客様は新たな申込みなしに利用できるものとします。ただし、一部メニューについてはこの限りではありません。

#### 第19条 契約期間

- この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から一年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

#### 第20条 規定の変更

- 本規定の内容については、お客様に通知することなく変更することができるものとします。その場合は、変更日以降は、変更後の規定に従い取扱うものとなります。

#### 第21条 譲渡・質入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスに基づくお客様の権利および預金等の譲渡・質入れ等はできません。

#### 第22条 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店または申込代表口座開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。